

令和4年度事業計画書

千葉県社会福祉研修センター

目次

I. 運営の概要	1
1. 基本方針	1
2. 事業の概要	1
II. 社会福祉研修センターの維持管理	3
1. 維持管理の基本方針	3
2. 業務内容	3
3. 業務対象範囲	3
4. 要求水準	3
III. 管理運営体制	4
1. 職員及び組織	4
2. 業務責任者及び職務代理者	4
3. 事務分掌	4
4. 防火管理	4
5. 食中毒、感染症等の防止	4
6. 関係法令の遵守等	4
7. 広報等	5
8. アンケートの実施	5
9. 研修事業の内容改正等への対応	5
IV. 職員研修	6
1. 基本的な考え方	6
2. 職員研修	6
V. 事業	7
1. 千葉市社会福祉研修センター研修体系	7
2. 研修事業	8
<研修事業一覧>	8
別紙(1)	9
別紙(2)	10

Ⅰ. 運営の概要

1. 基本方針

高度化、多様化する福祉ニーズに対し、質・量ともに充実したサービスを提供するため、福祉を担う人材の養成と資質の向上を図るための拠点として設置し、社会福祉事業に従事する行政職員、社会福祉施設職員等を対象に、幅広い研修を計画的かつ体系的に実施するとともに、市民を対象とした研修等も実施する。

2. 事業の概要

ハーモニープラザ設置管理条例第3条第1項第1号に掲げる事業を実施することを基本とし、その詳細は以下のとおりとする。なお、いずれについても、公の施設であることを常に念頭に置き、公平公正を旨として、日頃からサービス向上を図るとともに、効果的な運営を行い、施設の効用を最大限に発揮するように努める。

ア 社会福祉に関する研修の企画及び実施

イ 社会福祉研修に関する調査研究・情報発信

ウ 社会福祉研修に関する相談

エ その他市が必要と認める事業

<令和4年度の取り組み>

ⅰ. 社会福祉に関する研修の企画及び実施

『福祉従事者対象の研修』にあつては、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供のため、『市民対象の研修』にあつては、福祉に関する理解や関連分野の知識に触れる機会を提供するため、以下の基本方針で研修を実施する。

(1) 法制度の改正や新基準に対応した研修の実施

①福祉従事者対象

- 2022年4月より社会保険の適用拡大や育児・介護休業法の改正、改正労働施策総合推進法が適用されることを踏まえ、「働き方」に関する変更点が多く有ることから、研修・セミナーでの理解を増すための研修の提供を企画する。
- 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な介護サービスが安定的、継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等策定に関する研修を企画する。
- 改正介護保険法による新地域支援事業として、平成29年度末に完全移行となった「介護予防・日常生活支援総合事業」の生活支援サービス事業において、生活援助型訪問サービス(緩和した基準によるサービス)を実施するにあたり、資格の無い方に対し当該サービスの質や安全性を担保するための研修を実施する。

②市民対象

- 市民ニーズに即した福祉に関する最新情報を提供する。
- 高齢社会白書で報告されている「新たな高齢社会対策大綱」で示された基本的考え方と分野別の基本的施策に着眼するとともに、実施したセミナーアンケート分析により推測した市民の抱える生活課題等にも注目し、ニーズに即した社会福祉セミナーを企画し、市民に提供する。

- 地域包括ケアの推進に求められる「本人・家族の選択と心構え」をするのに必要な、住まい・医療・介護・予防・生活支援（食生活、化粧などもここに含む）についての知識を付与する。

③行政職員対象

多様化・高度化する福祉課題に即応し、福祉行政の推進に寄与する研修テーマを企画する。

- 福祉行政に造詣が深い講師を招聘し研修内容の充実を図る。

(2)福祉・介護サービス従事者のキャリア形成に資する生涯研修体系の構築

福祉・介護サービス従事者のキャリア形成に資する生涯研修体系の構築のために、以下の内容について、現行研修体系の中で実施する。

- ①社会福祉従事者キャリア形成に資する研修を現行研修体系の中で新任職員、中堅職員、チームリーダー階層を実施する。
- ②社会福祉従事者キャリア形成に資する研修の理解促進のため、各種団体や研修担当者、研修受講者等との連携を図る。

(3)福祉従事者としての基本（法令遵守、説明責任、虐待などの人権擁護）を徹底できる人材育成を主要テーマとする研修の実施

- ①コンプライアンス（法令遵守）の考え方を理解し、自律的に倫理行動できるよう、福祉職場における職業倫理の基本の研修を実施する。
- ②利用者の権利とは何か、権利を擁護するとはどのようなことか、利用者の自己決定などについて実践現場での視点を持った研修を実施する。
- ③利用者や家族、行政等に対して適切な情報の提供、説明が出来るよう、事業者として、福祉従事者としての説明責任と説明力向上についての研修を実施する。

(4)根拠に基づいた援助技術やアセスメント力を正確に身につけられるよう、参加型の手法や実技を取り入れた研修、階層別の研修の実施

- ①「なぜそうするのか」という根拠に基づいた援助技術やアセスメント力を正確に身に付け、実践に継続して活かせる研修を実施する。
- ②入門的知識・技術を習得する一般研修及び、管理者としての知識・技術を習得する研修等、求められる研修受講者の多様なニーズと職務内容に対応し、階層別の研修を実施する。
- ③少人数によるグループワークや実技演習など、感染症対策を講じ参加型の研修を実施する。
- ④職務を遂行する上で必要な幅広い専門的知識を持てるよう、福祉に限定することなく、関連分野の知識に触れる機会を提供する。

(5)「人材育成の基本は職場である」と認識し、職場研修の指導者の育成

- ①「人材育成の基本は職場である」ことから、OJT や、研修報告会など、日常的な職場研修の重要性の認知を図る。
- ②職場研修の中心となる職員を支援・養成する研修を実施する。

(6) 自主事業の取組み

- ① 社会福祉施設・事業所内の研修促進のための補助事業の創設
- ② ヨルゼミ等の開催による福祉・介護従事者に対する「専門性」の意識化を促進する契機の創出
- ③ 家族介護者支援策として、介護離職防止のための対企業セミナー等の実施

ii. 社会福祉研修に関する相談

(1) 社会福祉施設、各事業所からの相談に応じる。

- ① 職場研修 (OJT) の相談、講師紹介、研修コーディネート等の実施
- ② 職場外研修 (OFF-JT) としてのイベントや研修の紹介
- ③ 各種資料、雑誌の閲覧、紹介

(2) 社会福祉セミナーにおける障害者の受講への相談に応じ、配慮する。

- ① 聴覚障害者 希望があった場合、手話通訳の派遣依頼の実施

iii. その他

(1) 新型コロナウイルス等の感染症拡大防止策の実施

(2) 研修の一部についてウェビナー開催について検討する。

II. 社会福祉研修センターの維持管理

1. 維持管理の基本方針

施設の利用者が安全かつ快適に利用できるように、施設を適正な状態に維持することを目的に、以下の事項を基本方針として維持管理業務にあたる。

- ア 関係法令等を遵守する。
- イ 施設が有する機能及び性能等を保つように努める。
- ウ 創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務実施に努める。
- エ 施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保つ。
- オ 備品等保守管理業務

2. 業務内容

施設に整備されている備品等について点検、保守等を実施する。

3. 業務対象範囲

施設に整備されている備品等とする。

4. 要求水準

施設運営に支障を来さないよう、施設運営上必要な備品を適宜整備し、台帳を作成し、その管理を行うとともに、不具合の生じた備品については、随時、修繕・更新等を行う。

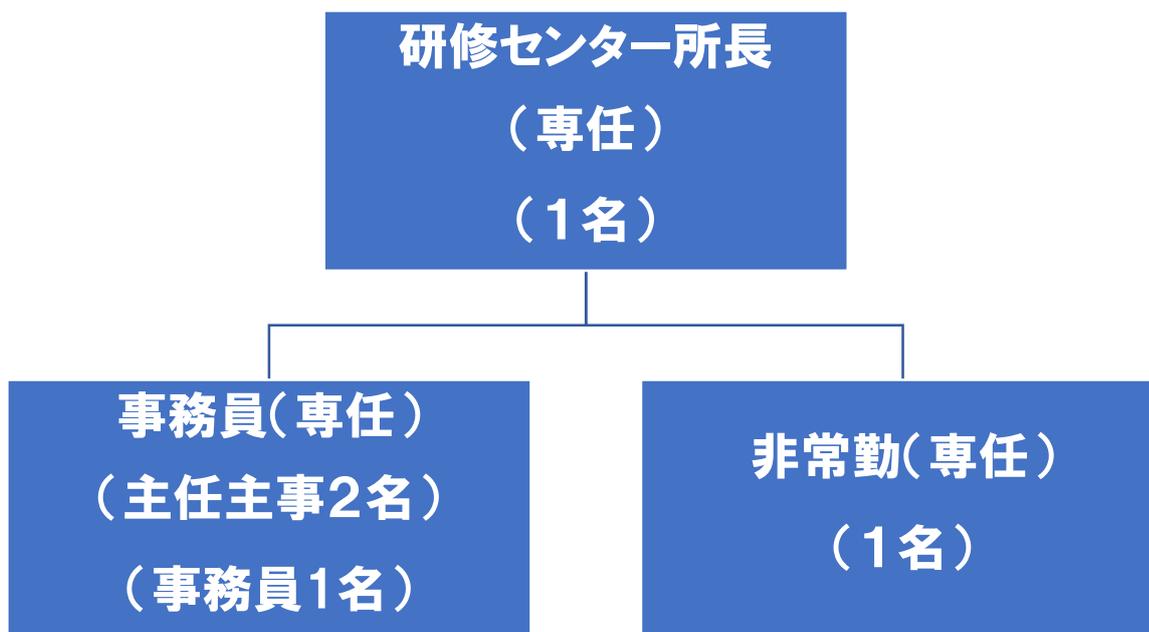
III. 管理運営体制

1. 職員及び組織

ア 職員定数

- 研修センター所長(1名)
- 事務員(専任・主任主事2名)
(専任・事務員1名)
- 非常勤(専任1名)

イ 組織図



2. 業務責任者及び職務代理者

別紙(1)のとおり

3. 事務分掌

別紙(2)のとおり

4. 防火管理

防火管理者を専任し、担当業務を遂行するとともに自衛組織を結成し、危機管理マニュアルを作成し、迅速な応急活動の対応を図り、利用者の安心や安全を確保することを基本とし、防災対策、事故対策等に取り組む。また、災害発生等、緊急を要する事態となった場合は、千葉市と連絡を密にして対応を図る。

5. 食中毒、感染症等の防止

感染症が発生した場合、まん延しないように、必要に応じて保健所の助言、指導を求めると共に常に密接な連携を保つ。また、利用者の使用する設備又は飲用に供する水についても衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じる。なお、インフルエンザ対策等については、国等から各種通知等が発せられているので、それを参考として適切な措置を講じる。

6. 関係法令の遵守等

以上に掲げるほか、施設の管理及び運営に際しては、関係する法令条規に従う。また、千葉市において

全市的な方針・施策がある場合はそれを尊重しつつ、業務を遂行する。

7. 広報等

市民対象の研修は、市政だよりのほか、チラシを作成・配布する。

市政だよりに掲載を依頼する場合は、千葉市と事前に協議し、指示に従う。

ホームページを通じた研修情報の提供を行う。

8. アンケートの実施

受講者を対象に、研修実施の状況についてのアンケート調査(書式の作成にあたっては、千葉市の意見を反映するもの)を実施し、受講者の意見や要望を把握し、施設の管理運営に反映させる。また、アンケートの結果及びそれについての対応策について別に取りまとめ、千葉市に指定期日までに報告する。

9. 研修事業の内容改正等への対応

以上掲げた内容は、現時点での内容を示したものであり、国等の制度改正や各種事業展開等の必要性から研修事業内容について千葉市から見直し若しくは新たな要望があった場合は、可能な限り対応する。また、研修内容について千葉市に提案することができるものとし、その対応に伴う費用負担は、千葉市と協議し決定する。

IV. 職員研修

1. 基本的な考え方

社会福祉研修センター職員は、社会福祉情勢の理解や当該研修センターの現状・課題等の認識を深めるとともに、企画・運営管理能力等を身につけ、常に充実した研修の実施に努める。

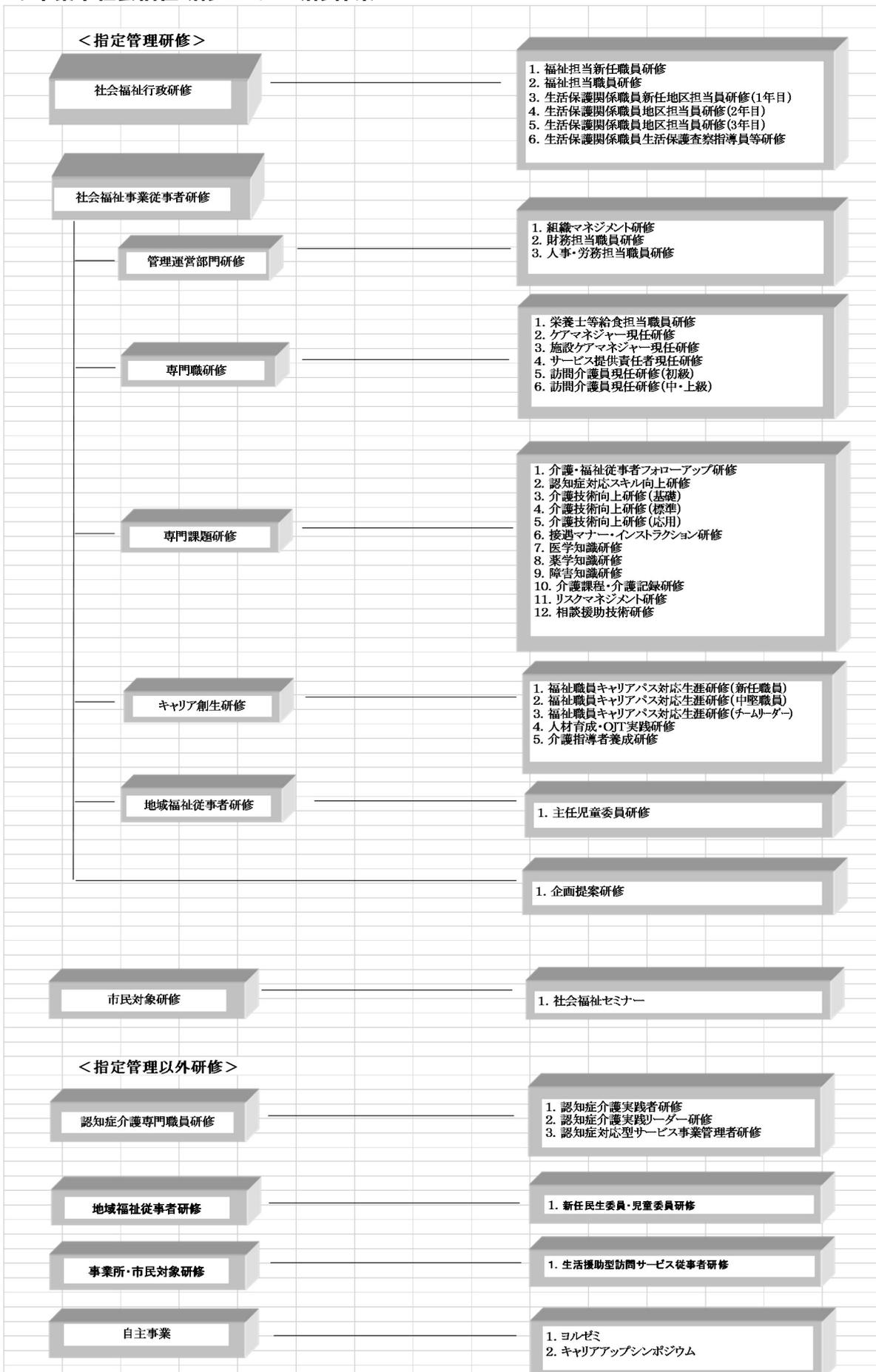
上記のことを踏まえ、職員の意識改革並びに当該研修センターの将来を担う職員の育成を目的に研修計画の充実を図る。

2. 職員研修

研修名	研修目的	科目
社会福祉研修実施機関代表者連絡会議	福祉人材の確保・養成の中核的な役割を担う社会福祉研修実施機関関係者が一堂に会し、情報交換や協議を通じて今後の方向性や手法を協議することを目的とする。	行政説明 報告 グループ討議 まとめ・発表
首都圏社会福祉研修実施機関連絡会議	福祉人材の確保・養成の中核的な役割を担う首都圏社会福祉研修実施機関関係者が一堂に会し、情報交換や協議を通じて今後の方向性や手法を協議することを目的とする。	グループ討議 まとめ・発表
都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関職員研修	都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関の初任職員を対象に、業務に必要な研修事業の企画・運営管理能力の修得を図ることを目的とする。	福祉人材育成と社会福祉研修実施機関の役割 社会福祉研修実施機関の業務と課題 研修の基本と研修担当者の職務 研修管理の基本と運営 研修技法の活用 研修企画の立案
公的機関・大学・民間企業が主催する研修	「厚生労働統計協会」「千葉産業保健推進センター」「統計数理研究所」他が開催するセミナー・研修会に積極的に参加し、業務遂行に必要なスキルの習得を図る。また新規研修企画の立案、新規講師開拓に努める。	
千葉市外郭団体等連絡協議会が主催する研修	組織的・戦略的な取り組みとして各研修を実施するため、体系的な研修計画を構築する必要がある。研修体系図を作成することで、継続的かつ一貫的な研修として計画的な受講を促進することができる。	

V. 事業

1. 千葉市社会福祉研修センター研修体系



2. 研修事業

<研修事業一覧>

(指定管理研修)						
研修事業一覧(令和2~6年度管理運営の基準より)						
研修区分	研修名	講座数	研修日数	定員	対象者	
社会福祉行政研修	福祉担当新任職員研修	2講座	2日	50人	福祉職場の経験2年未満の行政職員	
	福祉担当職員研修	1講座	1日	20人	福祉職場の経験が概ね2年以上の行政職員	
	生活保護関係職員新任地区担当員研修(1年目)	1講座	1日	40人	生活保護業務のうち現業に携わって1年目に相当する職員及び1年目に相当する生活保護査察指導員	
	生活保護関係職員地区担当職員研修(2年目)	1講座	1日	30人	生活保護業務のうち現業に携わって2年目の職員	
	生活保護関係職員地区担当職員研(3年目)	1講座	1日	30人	生活保護業務のうち現業に携わって3年以上職員	
	生活保護関係職員生活保護査察指導員研修	1講座	1日	20人	生活保護査察指導員	
社会福祉事業従事者研修	管理運営部門研修	組織マネジメント研修	1講座	1日	30人	社会福祉法人役員等
		財務担当職員研修	1講座	1日	30人	福祉施設等で経理を担当する職員
		人事・労務担当職員研修	1講座	1日	30人	福祉施設等で人事・労務を担当する職員
	専門職研修	栄養士等給食担当職員研修	1講座	1日	30人	福祉施設等に勤務する給食担当職員
		ケアマネジャー現任研修	2講座	3日	40人	居宅介護支援事業所における介護支援専門員
		施設ケアマネジャー現任研修	1講座	1日	40人	福祉施設における介護支援専門員
		サービス提供責任者現任研修	1講座	1日	30人	訪問介護事業所におけるサービス提供責任者
		訪問介護員現任研修(初級)	1講座	1日	30人	主に訪問介護事業所の訪問介護員
	訪問介護員現任研修(中・上級)	1講座	2日	30人	主に訪問介護事業所の訪問介護員	
	専門課題研修	介護・福祉従事者フォローアップ研修	7講座	7日	30人	主に訪問介護福祉施設の従業員
		認知症対応スキル向上研修	2講座	2日	30人	福祉施設等の職員
		介護技術向上研修(基礎)	3講座	3日	20人	介護現場経験1年以内の者
介護技術向上研修(標準)		3講座	3日	20人	介護現場経験2年以上の者	
介護技術向上研修(応用)		2講座	2日	20人	福祉施設等で指導的立場にある者	
接遇マナー・インストラクション研修		2講座	3日	30人	福祉施設等の職員	
医学知識研修		2講座	2日	30人	福祉施設等の職員	
薬学知識研修		1講座	1日	30人	福祉施設等の職員	
障害知識研修		1講座	1日	30人	福祉施設等の職員	
介護過程・介護記録研修		2講座	4日	30人	福祉施設等の介護職員	
リスクマネジメント研修		1講座	1日	30人	福祉施設等の職員	
相談援助技術研修	1講座	1日	30人	福祉施設等において、相談又は援助等に携わる者		
キャリア創生研修	福祉職員キャリアパス対応生涯研修(新任職員)	1講座	2日	30人	福祉施設等において、概ね2年以下の職務経験のある者	
	福祉職員キャリアパス対応生涯研修(中堅職員)	1講座	2日	30人	福祉施設等において、概ね2年以上の職務経験のある者	
	福祉職員キャリアパス対応生涯研修(チームリーダー)	1講座	2日	30人	福祉施設等において係長、主任等の役職に就かれている者	
	人材育成・OJT実践研修	4講座	4日	30人または20人	福祉施設等において、人材育成、職場内研修に携わる者	
	介護指導者養成研修	1講座	26日	20人	訪問介護事業所に従事する訪問介護員で指導的立場にある者	
地域福祉従事者研修	主任児童委員研修	1講座	1日	140人	千葉市主任児童委員	
市民対象研修	企画提案研修	企画提案による	7日	企画提案による	福祉施設等の職員	
	社会福祉セミナー	28講座	30日	提案による	市内在住者	

別紙（１）

業務責任者及び職務代理者の選任について

千葉県ハーモニープラザの管理に関する基本協定書第２７条及び第２８条に基づき、下記のとおり選任しました。

記

- 1 業務責任者を次のものとする。
所長 高吉 英雄
- 2 職務代理者を次のものとする。
主任主事 山村 徹

別紙（2）

令和4年度 社会福祉研修センター職員事務分掌

職名	事務・事業名	補助者
所長	1 社会福祉研修事業の総括に関する事。 2 社会福祉研修センター管理運営業務委託契約に関する事。 3 予算・決算に関する事。 4 社会福祉士養成課程援助実習等各種実習生の受け入れに関する事。 5 千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体(リスクM・研修委員会)に関する事。 6 研修センターのホームページに関する事。 7 首都圏社協研修実施機関担当者連絡会の開催に関する事。	
主任主事 (1名)	1 【専門職】ケアマネジャー現任研修Ⅰ、Ⅱに関する事。 2 【専門職】施設ケアマネジャー現任研修に関する事。 3 【専門職】サービス提供責任者現任研修に関する事。 4 【専門職】訪問介護員(ホームヘルパー)現任研修(初級、中・上級)に関する事。 5 【専門課題】訪問介護員フォローアップ研修に関する事。 6 【専門課題】介護技術向上研修(基礎、標準、応用)に関する事。 7 【専門課題】接遇マナー・インストラクション研修に関する事。 8 【専門課題】医学知識研修に関する事。 9 【専門課題】介護過程・介護記録研修に関する事。 10 【専門課題】リスクマネジメント研修に関する事。 11 【専門課題】相談援助技術研修に関する事。 12 【キャリア創生】人材育成・OJT実践研修に関する事。 13 【キャリア創生】介護指導者養成研修に関する事。 14 【認知症】認知症介護実践者研修に関する事。 15 【認知症】認知症介護実践リーダー研修に関する事。 16 【認知症】認知症対応型サービス事業管理者研修に関する事。 17 認知症介護実践者等養成研修事委託契約に関する事。	
主任主事 (1名)	1 【行政職】福祉担当新任職員研修に関する事。 2 【行政職】福祉担当職員研修に関する事。 3 【行政職】生活保護関係職員新任地区担当員研修に関する事。 4 【行政職】生活保護関係職員地区担当員研修に関する事。(2年目) 5 【行政職】生活保護関係職員地区担当員研修に関する事。(3年目) 6 【行政職】生活保護関係職員生活保護査察指導員等研修に関する事。 7 【管理運営】組織マネジメント研修に関する事。 8 【管理運営】財務担当研修に関する事。 9 【管理運営】人事・労務担当研修に関する事。 10 【専門課題】薬学知識研修に関する事。 11 【専門課題】障害知識研修に関する事。 12 【キャリア創生】福祉職員キャリアパス対応生涯研修新任職員研修に関する事。 13 【キャリア創生】福祉職員キャリアパス対応生涯研修中堅職員研修に関する事。 14 【キャリア創生】福祉職員キャリアパス対応生涯研修チームリーダー研修に関する事。 15 【地域福祉】主任児童委員研修に関する事。 16 千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体(モニタリング委員会)に関する事。 17 政令指定都市(研修センター等)調査・研究に関する事。	
事務員 (1名)	1 【専門職】栄養士等給食担当職員研修に関する事。 2 【専門課題】認知症対応スキル向上研修に関する事。 3 【市民向け】市民対象研修(社会福祉セミナー)に関する事。 4 生活援助型訪問サービス従事者研修に関する事。 5 文書管理に関する事。 6 備品の維持管理及び各室の管理に関する事。 7 図書購入及び整理保管に関する事。 8 消耗品の購入と保管に関する事。 9 その他庶務に関する事。 10 千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体(地域交流委員会)に関する事。	
非常勤 (1名)	1 【市民向け】市民対象研修(折り紙教室[年4回程度開催])に関する事。 2 研修センターの所管する事務補助に関する事。	
全 員	1 研修生の指導及び規律に関する事。 2 研修の内容、評価に関する事。 3 研修歴の管理に関する事。 4 外部からの研修相談に関する事。 5 「よるぜみ」の運営に関する事。 6 「企画・提案型研修」に関する事。 7 自主事業に関する事。	

